

再生手続終結のお知らせ

令和3年5月11日
医療法人社団 誠広会
理事長 平野聡子

当会は、平成29年7月4日に岐阜地方裁判所から再生手続の開始決定を受け、現在に至るまで再生手続を遂行し、事業の再建に努めてきましたが、今般、令和3年5月6日付で岐阜地方裁判所から再生手続終結の決定を得ることができましたので、ご報告申し上げます。この度、再生手続の終結を無事に迎えることができたことは、一重に関係者の皆様の深いご理解と厚いご支援の賜物であり、御礼申し上げます。

当会は、これからも良質な医療・介護福祉サービスの提供を続け、地域住民の皆様の健康増進及び生活の向上並びに地域社会の発展に貢献する所存でございますので、何卒変わらぬご厚情とご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

以 上